

厚生常任委員会県内調査報告書

平成30年8月8日（水）に、「次世代育成に関する事項について」及び「保健医療に関する事項について」について調査を実施したところ、その概要は次のとおりでした。

神奈川県議会議長 桐生秀昭 殿

厚生常任委員会 委員長 田中徳一郎

厚生常任委員会県内調査報告書

平成30年8月8日（水）

1 調査の概要

- (1) 調査箇所 国立医薬品食品衛生研究所、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科、総合療育相談センター、中央児童相談所
- (2) 出席委員 田中(徳)委員長、中村(武)副委員長、石川(巧)、市川、柳下、いそもと、てらさき、さとう(知)、北井の各委員
- (3) 調査日 平成30年8月8日(水)

2 国立医薬品食品衛生研究所

(1) 調査目的

国立医薬品食品衛生研究所は、明治7年に発足したわが国で最も歴史のある国立試験研究機関。その使命を医薬品や食品等における品質、安全性及び有効性を科学的に正しく評価するための試験・研究や調査を行うことを任務とし、その成果を厚生労働行政に反映される使命を有し、公権力の行使や国の重大な健康危機管理に直結する業務を行う厚生労働省直轄の試験研究機関である。

平成29年度に、世田谷区から移転してきたが、総合特区での川崎市殿町地区（キングスカイフロント）に立地する研究所、企業、大学等との連携により、先進医療分野における審査等ガイドライン拡充のための新たな評価技術の開発研究等を推進し、医療イノベーションの発展の貢献を目指している。

こうした国立医薬品食品衛生研究所における事業内容等の取組を調査することにより、今後の委員会審査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

ア 施設の概要等

- ・敷地面積：約2.7万㎡（前地（用賀）：約3.0万㎡）
- ・延床面積：約3.3万㎡（前地（用賀）：約2.6万㎡）
- ・その他：構造はRC造4階建て、しゅん工は平成29年6月30日

イ 主な業務の説明内容

- ・川崎殿町に完全移転し6箇月が経過した。これからどんな貢献できるか、殿町地区にある機関と議論して期待に応えていきたい。
- ・研究所のミッションとして、医薬品だけでなく、食品や生活の回りに存在する化学物質の品質・有効性を研究・試験している。
- ・国立の研究所のため、医薬品の試験、検査だけでなく、危険ドラッグの試験、調査や、再生医療製品であるiPS細胞など最先端の試験、調査も行っている。
- ・スタッフは200名弱、研究費は約10億円で、他に共同研究費も同額程度で実

施している。

- ・昭和63年に多極分散型国土形成促進法により移転対象になってから移転まで30年かかった。総合特区における殿町地区に進出している関連機関と連携して医療イノベーションの発展に貢献したい。また、移転により延床面積が2割以上増え、研究環境が良くなった。

ウ 主な見学内容

- ・ i P S細胞などの最先端医療関連（医薬品・医療機器・再生医療等製品部門）
- ・ 危険ドラッグなどの確認検査関連（生活衛生・食品安全部門）



(*) 研究所内視察中においても、質疑が随時行われた。

(3) 主な質疑応答

質 疑 川崎市殿町にできた意味として、他企業との連携における研究サポートはどのように行っているのか。

応 答 公的機関のため制約もあり、企業と製品を作るようなことはしておらず、様々な企業が使える研究のためのバックグラウンドを整えることを行っている。例えば、i P S細胞を活用するのは企業だが、安全性の評価手法を研究し提供、企業に提供し製品化等発展に活用してもらうことが当研究所の役目である。

質 疑 川崎市殿町の企業との具体的な連携方法はどのようなものか。
応 答 殿町全体の協議会で打ち合せをしたり、リサーチコンプレックスが組織され、そういう大きな枠組の中で研究している。

質 疑 世田谷から川崎に移って、何かメリットはあったか。
応 答 国の施設は都心から移転することを30年前の省令で決められており、当研究所が最後の移転施設である。川崎に移って感じるメリットは、多くの企業がここには進出しており共同で研究・議論ができる環境があること、そして、築80年だった戦前

の旧研究所から移り、最新の設備で最先端の研究が行えることである。

(4) 調査結果

国立医薬品食品衛生研究所は、昨年度に総合特区である川崎市殿町地区へ移転してきてからも、周囲に立地する関連機関と連携しながら、試験・研究による成果を、科学技術行政、厚生労働行政に反映させるため取り組んでいる。

以上のように、厚生労働省直轄としての研究所における調査・研究等の取組を調査したことにより、本県の今後の施策を審査する上で、参考に資することができた。

3 神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科

(1) 調査目的

神奈川県立保健福祉大学は、平成9年策定の「かながわ新総合計画21」により、保健・医療・福祉の人材づくりを重点プログラムの一つとして位置づけ、そのような人材を養成する新たな拠点づくりとして平成15年4月に開学され、以降順次大学院も開設し、平成30年4月に公立大学法人に移行した。

そして、平成31年4月に新たに川崎市殿町地区に大学院ヘルスイノベーション研究科（修士課程、通称ヘルスイノベーションスクール(略称：H I S)）を開設予定としている。

ここでは、三つの特区の活用など、他の公衆衛生大学院と異なる利点を生かした教育を実施するため、開設に向けた準備等を行っている。

こうした神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科における整備内容等の取組を調査することにより、今後の委員会審査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

ア 設置のねらい

- ・ 起業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くすことができる人材を育成。
- ・ 革新的な研究・開発を健康関連産業・サービスと連携し、新たな産業を創出する拠点。
- ・ 学術的・科学的視点に基づく調査研究を県の政策立案に活かし、研究成果を社会実装する。

イ 研究科の概要

- ・ 教育課程等：大学院修士課程（公衆衛生学修士）、修業年限は2年、すべてでないが英語による授業を実施。
- ・ 学生生活等：学費は年額55万円程度、入学定員は15名、平日夜間と土曜日

を中心に開講。

ウ 研究科の特徴

- ・三つの特区を活用するとともに、県政における保健医療行政や保健福祉事務所と連携し、実際の現場に携わりながら教育研究を実施。
- ・WHOや海外の大学などとグローバルに連携した教育研究機会を提供。
- ・国内外のアカデミアや研究機関、国際機関、グローバル企業等でのインターンシップ等の機会を提供。
- ・各分野のイノベーションについて、最先端の教育研究を行っている教員を国内外より迎える予定。



(*) キャンパス予定地内視察中においても、質疑が随時行われた。

(3) 主な質疑応答

質 疑 H I Sは、どのように医療産業とかかわりを持っていくのか。企業との連携との話もあったが、具体的なイメージはあるのか。

応 答 例えば、H I Sの専任教員として、i P Sに造詣の深い方の招へいを予定しているため、殿町の立地を生かし、国立医薬品食品衛生研究所や企業との共同研究を行うことも検討したい。また、H I Sが入っているビルの中には、同じく公衆衛生学を教育課程としている慶応大学もある。こうした他大学との連携等も行っていきたいと考えている。

補足として、これから学生を集めることになるが、殿町の地の利を十分に生かしていきたいと考えている。殿町はライフイノベーションセンターをはじめ、企業が多く集まっている上に、県との協力関係が出来上がっている地域である。こうした環境をH I Sの学生に十分に活用してほしいと考えている。

質 疑 良い政策と思うので、それを分かりやすく示してもらいたい。また、平日の夜間や土曜日を中心に開講するとのことだが、平

日の日中は、H I Sをどのように活用するのか。

応 答 夜間がメインだが昼間も開講しており、留学生など授業を受けることは可能である。また、現在大学は24時間開放を推奨されていることもあるため、人事上の検討は必要だが、昼夜問わず、自由に自習や研究ができるようにしたいと思う。また、授業や大学の運営に支障がない範囲で、空いている教室や研究室を企業等に貸し出すことも検討している。

質 疑 魅力ある学校にするためにはカリキュラムが重要であり、募集要項も工夫しなければならないが、どのように考えているか。

応 答 常任委員会でも答弁させていただいたが、公衆衛生の5領域については、必修科目として英語で授業を受けていただく。さらに+ α として、レギュラトリーサイエンスや医療工学など、H I Sにて受けられるバラエティ豊かなカリキュラムを予定している。なお、募集要項は正式に認可が下りた後でないと発送できない。現在準備を進めている。なお認可は現在審査中で、順調なら8月末に認可される予定なので、認可され次第早々に進めていきたい。

質 疑 5領域における必修科目はすべて本当に英語で履修するのか。また、授業料の55万円は妥当なのか。

応 答 5領域の必修科目については、英語で行うことを文部科学省とも確認している。授業料については、国立大学の授業料が55万円であり、公立大学は、国立大学に倣うことが多いため、妥当であると考えている。

(4) 調査結果

神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科では、平成31年4月の開設に向けて、現在施設整備等の準備に取り組んでいる。

以上のように、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科の取組を調査したことにより、本県の今後の施策を審査する上で、参考に資することができた。

4 総合療育相談センター

(1) 調査目的

総合療育相談センターは、平成8年4月に、旧県立障害者更生相談所と旧県立ゆうかり園の機能を統合し設置され、併せて、同センター内に中央児童相談所が移転し、管理課の職員が児童相談所の管理課職員を兼務するなどにより一体運営を行っている。

この度、障害がある又は障害が疑われる児者とその家族に対して、医療と福祉が連携し、児者一貫した支援を行う在宅支援拠点としての取組と障害者更生相談所の業務及び福祉人材の育成等の取組を調査することにより、今後の社会福祉に関する委員会審査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

ア 施設概要

- ・施設面積：11,891.2㎡（中央児童相談所との合計）
- ・建物面積：9,249.3㎡（中央児相談所との合計）
- ・所管地域：県内全域（横浜市、川崎市、相模原市を除く）

イ 職員の状況(平成30年4月1日現在：合計117名)

- ・常勤職員(64人)、臨時的任用職員(3人)、再任用職員(6人)、非常勤職員(44人)
- ・組織：管理課、地域企画課、障害支援部（福祉課、療育課）、福祉医療部（医務課、看護科、機能訓練科）

ウ 事業の実施状況

- ・管理課は中央児童相談所管理課を兼務している。
- ・地域企画課では、専門研修の実施や身体障害者手帳や療育手帳を交付している。身体障害者手帳所持者の内訳は肢体不自由と心臓などの内部で8割以上を占める。また、療育手帳はA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の四つの障害程度に分かれる。
- ・福祉課の業務は、身体障害者、知的障害者それぞれ更生相談所の業務を担当し、市町村長や福祉事務所長の依頼を受け、障害者への専門的支援を行っている。
- ・療育課は、ケースワーカーと心理職が、地域で生活する障害がある又は障害が疑われる子供とその家族に対し、福祉医療部スタッフと連携しながら相談面接や心理カウンセリングなど実施している。また市町村の依頼により、福祉医療部スタッフと一緒に地域訪問し、関係機関の技術支援や市町村への助言を行っている。
- ・福祉医療部は、有床診療所として脳性麻ひなどの肢体不自由児や重症心身障害児や被虐待児など心身の問題を有する障害児者を対象に診療を行うなどしている。また更生相談所や児童相談所にかかる医学診断など行うとともに、特別支援学校等と連携しながら県域における専門機関としての役割を担っている。
- ・福祉医療部における外来診療の状況は、近年5年間で年間平均14,000件程度で経過。主な診療状況としては、肢体不自由では、リハビリテーション科、整形外科、小児神経科など複数科で診ている。発達障害

では、児童精神科、小児神経科が中心的に診ている。

5 中央児童相談所

(1) 調査目的

中央児童相談所は、児童福祉法第12条の規定に基づき、児童福祉の向上を図る目的に昭和23年4月に横浜市に設置され、その後横浜市が政令指定都市になったことに伴い、市域の児童相談所を横浜市に移管するとともに、昭和34年5月に藤沢市に新築移転した。そして、平成8年4月に新築した総合療育相談センター内に移転し、それ以降は一体運営がされている。

この度、児童福祉の向上を図る目的のための様々な取組を調査することにより、今後の次世代育成に関する委員会審査の参考に資する。

(2) 主な説明項目

ア 職員の状況等(平成30年8月1日現在：合計96名)

- ・常勤職員(67人)、非常勤職員(29人)
- ・組織：管理課(兼務)、子ども相談課、子ども支援課(世田谷区併任職員含む)、虐待対策支援課(警察併任職員含む)、養護課(世田谷区併任職員含む)
- ・所管地域：藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、寒川町

イ 事業の実施状況

- ・虐待対策支援課は県各児童相談所で発生した困難事例、重篤事例などに支援、職員の育成、関係機関との連携など行っている。
- ・予算における児童措置費は里親に委託している児童にかかる費用。
- ・児童相談所は児童福祉法第12条に基づき設置されているが、特に各児童相談所の困難事例、重篤事例への支援、職員の専門技術向上に向けた研修実施では、県内五つの児童相談所の中核的機能として、中央児童相談所に虐待対策支援課を設置して事務を執行している。
- ・児童相談受付件数の実績として、平成25～29年は、概ね年間2,500件程度で県域全体の3割程度を占めている。
- ・相談種別では、虐待の養護相談の占める割合が平成25年度の41.2%から平成29年度は51.9%へ増加、また擁護相談と障害相談で9割を占めている。
- ・児童虐待相談受付件数は年々増加傾向にあり、平成29年度は1,149件で、平成25年度の790件から1.45倍となっている。内容としては心理的虐待が最も多く、平成29年度は587件と平成25年度より1.5倍となっている。
- ・これは平成16年に改正された児童虐待防止法において、子供の面前で

の配偶者間暴力(DV)は心理的虐待となり、警察からの通報を多く受理したため件数が増加したことが要因。なお虐待通報を受けたら原則48時間以内に子供の安全確認を実施し、必要な対応を実施。

(3) 主な質疑応答（総合療育相談センターと併せて質疑）

質 疑 東京都目黒区での事件を受けて、児童福祉司を増やそうという国の動きもある中で、中央児童相談所の現状として、充足しているのか。また、中央児童相談所には警察併任職員がいるが、警察との情報共有について伺いたい。

応 答 児童福祉司について、平成28年に児童福祉法が改正され、4万人に1人児童福祉司を配置することとなったことに伴い、本県においても平成31年度に向けて児童福祉司の増員を図っている。虐待対応件数が各都道府県によって異なり、都市部は児童虐待が多いため、処理件数も加味して増員を図っている。本県においては、平成29年度に16人増員、平成30年度にも12人の増員を図っており、中央児相においてもそれに伴い増員している。ただ、まだ4万人に1人、処理件数に見合った人数にはなっていないので、引き続き増員を図っていく。

警察との情報共有について、平成26年から県警の現職の警官（警部）が児童相談所に勤務しており、以前に比べ警察に話を通じやすくなった。平成28年には警察との情報共有について協定を締結し、それに準じて情報交換を行っているが、まだまだ足りていない部分もあり、横浜市、川崎市など県所管域外とも協議しながら情報共有の取組を進めている。

質 疑 現在児童福祉司は33名いるが、実感としてどのくらい足りていないか。

応 答 足りているかと聞かれれば、まだ十分とは言い切れない。人数が増えればよいという問題でもなく、児童相談所勤務経験がない職員も増えていて、人材育成をどのようにしていくかということが課題となっている。ただ、児童福祉司だけが児童虐待に対応しているわけではなく、例えば一時保護所について子供たちに安心してもらえる場所にしていくため、心のケアであれば心理司も充実していかななくてはならないなど、まだまだ十分とは言えない状況。

質 疑 世田谷区併任職員が3名いるが、併任の理由は何か。

応 答 世田谷区では平成32年に児童相談所を新たに開設することを予定しており、児童相談所業務を学ぶための職員を受け入れて

いる。児童福祉司2名、一時保護所勤務1名で、この10月には心理士も1名受け入れることとなっている。児童福祉司については地区担当もしているが、出向や職員交流ではなく、定期的（月に1度）に世田谷区に戻っているため、併任である。

質 疑 里親について、中央児童相談所から里親への委託はどのくらいの数なのか。概数でよい。

応 答 中央児童相談所には現在79組の里親がいて、現在36名の子供を委託している。36名のうち34名は中央児童相談所管内の子供で、2名は管外から子供を引き受け委託している。

質 疑 79組の里親で委託が36名ということは、現在委託されていない里親はこれから引き受ける可能性があるということか。

応 答 未委託の里親については、一時保護を緊急的にお願いする案件もある。また、施設に入所している子供について、家庭生活を体験してもらうために、ゴールデンウィーク、夏休みという長期のお休みの機会に、未委託の里親にお願いしている。8割方の里親には実際に活動をしてもらっている状況。

質 疑 子供たちのケアについて、例えば精神科医によるケアとか、脳科学的なケアとか、必要だと思うがいかがか。

応 答 虐待を受けた子供の中には、いろいろな症状が出てくる子供がいるのも現状である。精神科医の受診については、一時保護している子供の状態は当所でもアセスメントするし、観察もする中で、医療が必要な子供について精神科医の受診をするということもケースによって実施している。

質 疑 虐待と脳科学的な話もメジャーになってきているが、それについてはいかがか。

応 答 そういった研究は進められているところで、研究者から児童相談所に研究の協力依頼が来ていて、今後対応をする中で見えてくるところもあると思われる。

質 疑 児童相談所が、事が起きた後に対処するための役割が主なことは承知しているが、虐待そのものをいかに増やさないかという役割も担わざるを得ないと思うので、虐待が起きている原因をいろいろな形で研究してもらい、それを県下に発信できる取り組みをしていてもらいたい。

質 疑 中央児童相談所の相談件数は増えているが、相談件数に比例して予算も増えているのか。

応 答 数字は手元にないが、児童相談所ではケースワーカーはじめ

人件費が大きく、それに伴う管理費も増えている。ただし、件数が何件増えたから、そのまま予算が増えるという計算はしていない。



(*) 総合療育相談センター、中央児童相談所内視察中においても、質疑が随時行われた。

(4) 調査結果

県では、障害がある児童とその家族に対して、医療と福祉が連携し、児者一貫した支援を行う在宅支援拠点である総合療育相談センターと、児童福祉の向上を図る目的で設置された中央児童相談所を平成8年度より同じ敷地内に整備し、状況によっては連携もしながら事業運営を展開している。

以上のように、総合療育相談センターと中央児童相談所における状況や取組を調査したことにより、本県の今後の施策を審査する上で、参考に資することができた。

〈参 考〉

- 1 随行者 砂村副主幹（議会局議事課）
田中主幹（福祉子どもみらい局総務室）
宮崎主幹（健康医療局総務室）

- 2 調査箇所側出席者
 - (1) 国立医薬品食品衛生研究所
所長、総務課長

 - (2) 神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科
市川健康医療局長、橋本健康医療局副局長、梶木生活衛生部長、藤原ヘル
スイノベーションスクール設置準備担当課長、保健人材課担当者

 - (3) 総合療育相談センター／中央児童相談所
香川福祉子どもみらい局長、杉山福祉子どもみらい局副局長、横溝子ども
みらい部長、川名福祉部長、中野子ども家庭課長、水町障害福祉課長、大澤
障害サービス担当課長、小笠原子ども家庭課GL
（総合療育相談センター）牧野所長、飯塚副所長、臼井障害支援部長、小泉
福祉医療部長、下島管理課長、田代福祉課長、菴谷地域企画課長、内藤看護
科長、大野機能訓練科長
（中央児童相談所）高橋所長、月田副所長、鳥海子ども相談課長、長谷川子
ども支援課長、鈴木虐待対策支援課長、及川養護課長